

# 富田林市浄化槽整備推進事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、富田林市浄化槽整備推進事業に関する実施方針を公表する。

平成17年7月15日

大阪府富田林市長 多田 利喜

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

- (1) 事業名 富田林市浄化槽整備推進事業
- (2) 事業の目的

富田林市(以下「市」という。)は、市民の生活環境を保全し、地域公衆衛生の向上を図るため、下水道法第4条第1項に規定する事業計画区域外であって、別に市長が定める区域(以下「処理区域」という。)において浄化槽を整備することとした。本事業は、浄化槽の設置、法定検査の実施を含む設置された浄化槽の保守管理(汚泥の清掃業務を除く。以下同じ。)の実施等を、市財政の負担を軽減し、迅速に、適正に、効率的に実施するものである。

### (3) 事業概要

#### ア 事業の内容

- ① 処理区域内における合計約450基を目標とした浄化槽の設置。
- ② 本事業で設置された浄化槽と、市民が保有する既設浄化槽で、市に移管された浄化槽の保守管理、軽微な補修の実施。

#### イ 事業期間等

- ① 事業期間は契約日から10か年とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI事業者」という。)は、この間、処理区域において、浄化槽の設置、浄化槽の保守管理、軽微な補修を実施するものとする。
- ② 浄化槽の設置工事期間は、上記期間のうち、契約日から概ね6年間とする。

なお、11年目以降は本事業とは別の委託事業とする。

#### ウ 事業の実施方法

- ① PFI事業者は、地域住民に対してPFI方式についてPRを実施する。

- ② 浄化槽の設置を希望する者は、PFI 事業者を経由して市長に対して、設置申請書を提出する。
- ③ 市長が申請書を受理した時は、PFI 事業者は、速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、設置申請者と PFI 事業者間で設置工事承諾書を作成する。
- ④ 設置申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」に定める分担金を納付する。
- ⑤ PFI 事業者は、市が提示した基本仕様に基づき浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する。
- ⑥ 完成した浄化槽施設は、市の完了検査を受けなければならない。  
完成した浄化槽施設は、市民所有の施設部分を除き、PFI 事業者の所有となる。市は、PFI 事業者との協定に基づき、使用権を含めて市の管理下に置く。
- ⑦ 市はPFI 事業者に保守管理業務を委託する。保守管理関連業務の内容は、浄化槽法第7条に基づく検査、同法第11条に基づく検査、保守点検及び軽微な補修とする。
- ⑧ 市は、事業開始後、当該年度内に完成した浄化槽を対象として、当該年度及び次年度に PFI 事業者から買取事業を実施し、所有権を PFI 事業者から市に移転する。
- ⑨ 市は、浄化槽買取事業を実施するにあたって、国庫補助を申請すると共に必要財源の残余分（受益者負担分を除く。）については市債を発行し、支払い財源とする。（起債30年償還）
- ⑩ 設置申請者は、使用開始した浄化槽施設について、市条例及び同規則に基づき、浄化槽使用料を納付するものとする。
- ⑪ 市は、市民（個人）が設置した浄化槽の譲渡を受け、市の浄化槽として管理することができる。この場合、市は、PFI 事業者にその保守管理業務を委託する。

(4) 事業実施のスケジュール(予定)

平成17年12月	事業契約締結
平成18年 1月	浄化槽の設置及び保守管理開始
平成23年 3月	浄化槽設置完了
平成28年 3月	事業完了

(5) 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、この事業を実施するにあたり、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定の基準

市は、この事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

### (2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

### (3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を市のホームページ上に公表する。

## II PFI事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方針

この事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定方式は、市費用の低減化、設置申込の促進及び住民負担の軽減、設置工事及び保守管理業務の確実性、PFIとしての事業計画等の各内容について審査し、その評価をもとにPFI事業予定者を選定する。

### 2 募集及び選定の日程（予定）

平成17年8月中旬	特定事業評価及び選定並びにこれらの結果の公表
平成17年8月下旬	事業者募集要項の配布 説明会及び質問受付並びに質問回答書配布
平成17年9月下旬	提案書受付
平成17年10月下旬	事業者の決定 事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表

### 3 応募者の参加資格要件

#### (1) 組織形態

- ア 応募者は、法人又は、複数の法人等（以下「応募グループ」という。）の

いずれかとする。

- イ 応募者は、富田林市入札参加資格登録の工事種別において「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものとする。ただし、応募グループにおいては1社以上が上記いずれかで登録しているものとする。
- ウ 応募者は、PFI事業予定者に選定された場合は、市がPFI事業予定者を交渉権者としてこの事業の実施に係る契約（以下「PFI事業契約」という。）の締結に先立ち、特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として設立することを要件とする。
- エ 応募グループは、その中の1社を代表法人として、本事業に係る応募、事業実施の総括責任者を定めるものとする。

## (2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。但し、特別の事由があると市が認定した場合にはこの限りではない。
- ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- エ 応募者は、他の応募者の構成員になることは出来ないものとする。ただし、市とPFI事業者とのPFI事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、PFI事業者の業務等に協力することは可能とする。
- オ 市とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者の構成員として参加していないこと。

## (3) 欠格条項

次に該当する者は、応募者となることは出来ない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 市の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間において、法人税、消費税又は法人事業税、地方税並びに市に対する公租公課を滞納している者

#### (4) 業務執行能力及び財務能力

- ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。又は、有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

#### (5) 留意事項

- ア 浄化槽の設置、保守管理業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格の全てを取得している必要はない。
- イ 選定された応募者は、事業契約締結までに、SPCを株式会社として設立するものとし、代表法人のSPCへの出資割合は50%を越えなければならない。この割合は事業期間中を通じて維持するものとする。
- ウ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進の為の設置、保守管理にかかる基本的な業務分担表を市に提出し、着工までに市から承認を得るものとする。
- エ PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

### 4 PFI事業者の選定

- (1) 市長は、学識経験者等からなる「富田林市浄化槽整備推進事業に係る選定事業者審査委員会」の審査に基づき、PFI事業予定者を選定する。
- (2) 市は、選定されたPFI事業予定者とPFI事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立し、議会の承認を得たときは、当該事業者をこの事業を実施するPFI事業者とする。

### 5 審査結果の公表

審査結果の概要は、市のホームページ上に公表する。

### 6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募者の承諾を得て、これを無償で使用することができるものとする。

### Ⅲ PFI事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。

原則として、リスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等で、市またはPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市とPFI事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、その設置工事、保守管理についての責任は専らPFI事業者側に帰すべきものであることから、PFI事業者が設置した浄化槽の機能については、原則としてPFI事業者のリスクで性能保証を行う。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

市とPFI事業者とのリスク分担は、原則として別紙1によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的には、PFI事業契約で明文化する。

#### 3 監視

- ① 市は、PFI事業者が提供するサービス内容の確認及びPFI事業者の財務状況を把握するため、PFI事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができるものとする。
- ② 市は、PFI事業者がPFI事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、PFI事業契約で定める。
- ③ 市はPFI事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

### Ⅳ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

#### 1 浄化槽を整備する地域

「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」第3条第1項に規定する地域（別紙2のとおり。）

#### 2 施設の技術基準

浄化槽は高度処理型（窒素除去型以上）の性能を有するものとし、本体及び関連管渠の設置及び保守管理に関する技術基準は、国及び大阪府等の技術

基準を満足するものとする。

## V 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- 1 市と PFI 事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と PFI 事業者とは、誠意をもって協議するものとする。
- 2 PFI 事業契約に係る紛争を解決するために訴訟を起こす場合は、市役所の所在地を管轄する次の裁判所に提訴するものとする。  
大阪地方裁判所 大阪府大阪市北区西天満 2-1-10

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及び PFI 事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由、修復その他の措置としては、概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(市に起因して発生した事由) ・ 買取事業の遅延 ・ 保守管理業務委託費支払の遅延	・ つなぎ融資のあつせん ・ つなぎ融資のあつせん
(事業者に起因して発生した事由) ・ 設置基数（原則年間 20 基以上）及び設置基準の未達による国等補助金の不交付 ・ 保守管理水準の未達 ・ 住民トラブルの著しい発生	・ 買取価格の減額 ・ 保守管理委託費の減額 ・ 市による対応、市への損害賠償
(不可抗力事由) ・ 著しい天変地異	・ 双方で事業継続について協議

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

1 の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、PFI 事業契約の規定に従い、事業を終了する。

項 目	資産の取り扱い	
損害賠償金	市に起因して発生した場合	損害発生額を事業者へ
	事業者に起因して発生した場合	損害発生額を市へ
	不可効力事由による場合	継続、打切りいずれの場合も、原則として無し
資産の帰属	両方で協議（完成資産のみ市が引継ぐ。）	

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、これらの支援を PFI 事業者が受けられるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたって必要な認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。

## VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為等

市は、この事業に関して、PFI 事業者からの買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等必要な事項について措置する。

### 2 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。



### 3 実施方針に関する説明会

市は、実施方針に関する説明会を、次のとおり開催する。

開催日時 平成17年7月22日(金) 午後1時30分～3時30分

開催場所 富田林市市役所4階 401会議室

申込方法 参加を希望するものは、①企業名及びその所在地、②参加者氏名、③連絡先電話番号を明記の上、下記あて電子メール、ファックス、持参により、次表に掲げる期間内に申し込むこと。

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号  
富田林市上下水道部下水道室下水道管理課  
電話：0721-25-1000 内線 264・271  
メールアドレス：jyokaso@city.tondabayashi.osaka.jp  
ファックス : 0721-24-6876

※参加者は、1社2名以内とする。

電子メール	平成17年7月20日(水)から 平成17年7月21日(木)午後5時30分到着分まで
ファックス	平成17年7月20日(水)から 平成17年7月21日(木)午後5時30分到着分まで
持 参	平成17年7月20日(水)及び平成17年7月21日(木) の午前9時から午後5時30分まで

### 4 意見・質問の受付

この実施方針に関して意見・質問のある場合は、別紙3の様式により、下記あて実施方針に関する意見書・質問書を、電子メール、持参により、次表に掲げる期間内に提出すること。(ファックスでの受付はしない。)

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、市のホームページ上で公表する。

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号  
富田林市上下水道部下水道室下水道管理課  
電話：0721-25-1000 内線 264・271  
メールアドレス：jyokaso@city.tondabayashi.osaka.jp

電子メール	平成 17 年 7 月 22 日（金）から 平成 17 年 8 月 2 日（火）午後 5 時 30 分到着分まで
持 参	平成 17 年 7 月 22 日（金）から平成 17 年 8 月 2 日（火） までの土日祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

別紙 1 市と S P C のリスク分担の基本的な考え方

別紙 2 富田林市浄化槽整備推進事業の「処理区域」

別紙 3 実施方針に関する意見書・質問書